

随意契約理由

令和5年(2023年)3月27日

| | |
|--------------------|---|
| 契約担当課名 | 都市基盤部維持修繕課 |
| 発注担当課名 | 都市基盤部維持修繕課 |
| 契約名称 | 街路樹台帳出力業務 |
| 契約内容 | 街路樹台帳出力業務 |
| 契約締結日 | 令和5年3月20日 |
| 及び契約期間 | 契約締結日～令和5年3月31日 |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 株式会社パスコ 大阪第一支店 |
| 契約金額 | 756,800円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、独自システムである「道路台帳システム」に入力した街路樹データから台帳を作成するものである。</p> <p>市民生活と密接に関わっている同システムに不具合が生じた場合、システム側の不具合なのか責任の所在が不明瞭となり、同システムの運用が困難となるため、同システムの開発者である上記業者と随意契約を締結するものである。</p> |